

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の未然防止・拡大防止のため、出前講座の案内をデイケア施設等にも広く配布し、97回(6,967人参加)実施した。 ・小学校では身近な物の選び方や買い方等、中学校では消費者の基本的な権利と責任や消費者の保護等、高等学校では悪質商法やネットトラブル等による消費者被害の事例を通して、多重債務、自己破産などの消費者問題や生涯を見通した生活における消費行動等について、各世代に応じた消費者教育を実施し、浸透を図った。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化する消費者トラブルに対応するため、指定消費生活相談員研修(12講座)等で最新の知識を提供するなど、市町村消費生活相談員の資質向上を図った。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・営業施設の感染症対策を強化するため、監視・指導と試験検査を実施した。 ・衛生管理に関する手引書の作成を指導するなど、生活衛生関係団体と連携した自主衛生管理体制の充実を図った。 ・環境衛生監視員に対する生活衛生関係の感染症対策等の最新情報を提供し、監視員の知識の向上を図った。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターでは、犬と猫の譲渡会の毎月各2回日曜日の実施と、随時譲り渡しができる体制をとり、猫の譲渡頭数は増加した。 ・猫飼育モデルを活用した猫の室内飼養推奨や月2回犬のしつけ教室を開催し、適正な飼養者の増加を図った。 ・動物愛護センターや学校で4,306人の小学生等に動物愛護教育を実施した。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(元年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①②	消費生活安全・安心推進事業	97.8	86
③	監視指導費	—	86
④	動物愛護協働推進事業	55.6	86

【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○大分県消費生活審議会 (R1.8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は電話に回答するため、被害に遭うことも多い。未然の防止策が重要である。 ・巣立ち教育出前講座を推進するため、退職教員を消費者教育コーディネーターとして配置してはどうか。 	<p>○大分県動物愛護推進協議会(R1.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動を助成する制度を県下に広げる必要がある。 ・動物愛護センターで安易に猫を引き取らないよう周知が必要ではないか。
---	--

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
B	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校において、社会科や家庭科の授業を中心に、児童生徒に消費者の基本的な権利や責任等を理解させ、必要な物資やサービスを選択する力を身に付けさせる。 ・高校生が自立した消費者として主体的に判断し、責任をもって消費行動できる力を育成するとともに、若年者の被害防止・救済に向けた実践的な消費者教育の充実を図る。 ・消費関係の法律講座を県内2か所で開催するほか、SNS・新聞等様々な媒体を活用し、対象者の特性に応じた情報発信や出前講座の実施などにより、着実に消費者被害の未然防止・拡大防止を図っていく。 ・市町村と連携し、高齢者や障がい者の消費者被害を防止するための見守りサポーターを育成する。 ・おおいた動物愛護センターを中核として、終生飼育の啓発、所有者のいない猫対策、譲渡の推進に取り組み、殺処頭数を減少させる。 ・愛護教育を専門に行う職員を配置し実施している動物愛護教育については、小・中学生を主な対象とし適正飼養やいのちの大切さを伝え人と動物が共生する社会づくりの基礎としていく。